

令和4年度 障害支援区分市町村審査会委員研修 習熟度確認テスト

市町村名 (事業所名)	氏名	区分 (いずれかに○)	得点
		新任 現任	／50点

(配点：全て各1点)

【障害保健福祉施策の歴史】

問1 以下の文章を読み、かっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

平成 15 年に支援費制度が施行され、従来の行政がサービス内容を決定し、事業者を特定する()から、障害者の()し、()により事業者と対等な立場でサービスを利用できるようになった。

しかしながら()ごとにサービス体系が異なり、()は対象外であった。支給決定プロセスが不透明で、サービス利用に当たっての全国共通の判断基準が規定されておらず、地域差が発生した。

平成 18 年に施行された障害者自立支援法では、障害間や地域間の格差をなくすため、障害者施策の主体者を()に一元化し、客観的な尺度として()を導入、支給決定プロセスの透明化を図った。

平成 23 年 7 月の障害者基本法の改正を踏まえ、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法が施行された。目的規定の改正、基本理念の創設に加え、「障害者の範囲」を定め、これまで障害福祉サービスの支援対象外となる場合があった「()」が対象に加えられた。また、「()」が創設された。

(選択肢群)		
ア. 措置制度	イ. 指定制度	ウ. 利用意向を尊重
エ. 利用履歴を参照	オ. 契約	カ. ボランティア
キ. 障害種別	ク. 障害程度区分	ケ. 都道府県
コ. 市町村	サ. 障害支援区分	シ. 認定カード
ス. 難病患者等	セ. 精神障害者	

【障害者支援区分とは】

問2 障害者総合支援法成立の経緯について、以下の文章を読み、カッコ内に当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

平成18年4月に施行した障害者自立支援法では障害者の()を総合的に表す「()」が設けられた。しかし施行後の状況は、特に知的障害者や精神障害者について、コンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、その特性を反映できていないのではないか、等の課題が指摘されていた。

そのため、平成24年6月に成立した障害者総合支援法において、名称を「()」に改め、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる()を総合的に示すもの」と定義した。

(選択肢群)

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ア. 障害の種類 | イ. 心身の状態 | ウ. 客観的な障害の程度 |
| エ. 標準的な支援の度合 | オ. 障害程度区分 | カ. 障害支援区分 |

【障害支援区分の審査判定基準（一次判定）】

問3 障害支援区分において活用する「新たな判定式」について、以下の文章を読み、カッコ内に当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

平成21年度～23年度の認定データ(約14,000件)から、申請者(調査対象者)と同じ()にある障害者の()を抽出し、その抽出データのうち、最も()区分を障害支援区分の一次判定結果とするものである。

(選択肢群)

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| ア. 障害程度 | イ. 状態像 | ウ. 二次判定結果 | エ. 障害程度区分 |
| オ. 程度の重い | カ. 確率の高い | | |

【障害支援区分の審査判定プロセス】

問4 以下の文章を読み、カッコ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。(配点：各1点)

審査支援区分の審査判定は、ソフトウェアを活用した一次判定と市町村審査会で行われる二次判定を経て行われる。

一次判定は、「()」及び「()」の一部項目を用いて行われる。


二次判定は一次判定の結果を原案として、「()」及び「医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)」の内容を総合的に勘案して行われる。

(選択肢群)

- | | |
|------------------|---------------|
| ア. 認定調査項目 | イ. 概況調査票 |
| ウ. 医師意見書 | エ. サービスの利用状況票 |
| オ. 申請者のサービスの利用意向 | カ. 特記事項 |

【判定基準の見直し】

問5 「できたりできなかつたりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」の評価判断基準について、以下の文章のかっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。（配点：各1点）

障害程度区分	「できたりできなかつたりする場合」は「()」に基づき判断
	
障害支援区分	「できたりできなかつたりする場合」は「()」に基づき判断

なお、「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、

- ・ 「知的障害、精神障害、発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
- ・ 「()」では「できない場合」を含めて判断する。

（選択肢群）

- | | |
|--------------------|-------------|
| ア. より頻回な状況 | イ. 調査時の再現状況 |
| ウ. できる状況 | エ. できない状況 |
| オ. 慣れていない状況や初めての場所 | カ. 実家での状況 |
| キ. 入院・入所時 | |

【審査判定の進め方】

問6 以下の文章を読み、かっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。（配点：各1点）

審査会は、一次判定で活用した項目について、()及び()の内容と矛盾がないかを確認する。確認の結果、必要があれば()や()を行う。

審査会において、一次判定で活用した項目の一部修正を行うことができるが、特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に()が明らかになっていない場合は、その内容に基づいた修正を行うことはできない。また、特記事項や医師意見書の内容に特に()場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の修正を行うことはできない。

（選択肢群）

- | | |
|----------|---------------|
| ア. 特記事項 | イ. 概況調査票 |
| ウ. 医師意見書 | エ. サービスの利用状況票 |
| オ. 申請却下 | カ. 一次判定の修正 |
| キ. 再調査 | ク. サービスの利用状況 |
| ケ. 新たな状況 | コ. 他科受診 |
| サ. 記載がない | シ. 漏れがない |

【審査判定の進め方】

問7 以下の文章を読み、かっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

審査会は、()一次判定の結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を()した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するかどうかを確認する。

ただし、以下の事項に基づいた変更を行うことはできない。

＜既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況＞

- ・ 特記事項や医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に()が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

＜根拠のない事項＞

- ・ 特記事項や医師意見書の内容に特に記載がない場合は、()状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

＜必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項＞

- ・ 審査対象者の()など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

＜心身の状況以外の状況（支給決定の段階における勘案事項）＞

- ・ 施設入所・在宅の別、()、() (支援者)の有無
- ・ 特記事項及び医師意見書における「()支援の必要性」に関する記載
- ・ 特記事項及び医師意見書における「審査対象者の()」に関する記載
- ・ 特記事項及び医師意見書における「()サービス」に関する記載 など

(選択肢群)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| ア. ソフトから算定された | イ. 確定した | ウ. 比較 |
| エ. 総合的に勘案 | オ. 新たな状況 | カ. サービス意向 |
| キ. 記載されていない | ク. 認定調査員に確認した | ケ. 年齢 |
| コ. 障害の程度 | サ. 体重 | シ. 住宅環境 |
| ス. 家族介護者 | セ. 主治医 | ソ. 市の予算に見合った |
| タ. 抽象的な | チ. 希望 | ツ. 特別な医療 |
| テ. 不要と推測される | ト. 現に受けている | |

【市町村審査会が付する意見】

問8 以下の文章を読み、かっこ内にもっとも当てはまるものを選択肢から選び、記号で答えなさい。
(配点：各1点)

審査会は、「現在の状況がどの程度（ ）するか」との観点から、以下の場合において、認定の有効期間を（ ）以上（ ）の間で検討を行い、市町村に報告する。

- ・ 身体上又は精神上の障害の程度が（ ）～（ ）程度の間において（ ）状態にあると考えられる場合
- ・ （ ）が特に必要と認める場合

障害支援区分の判定が「（ ）」の場合等において、審査会として、訓練等給付等のサービス利用が（ ）場合には、その旨の意見を付すことができる。

審査会は、（ ）が作成した支給決定案が当該市町村の（ ）と乖離するような場合、市町村から求めを受けて、審査会として（ ）こととなっている。

(選択肢群)

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| ア. 現在の状況 | イ. サービス体制 | ウ. 障害の程度 |
| エ. 継続 | オ. 拮抗 | カ. 3カ月 |
| キ. 6カ月 | ク. 5年間 | ケ. 3年間 |
| コ. 1年間 | サ. 変動しやすい | シ. 安定しやすい |
| ス. 主治医 | セ. 審査会 | ソ. 市町村の長 |
| タ. 非該当 | チ. 3区分以上 | ツ. 適当と判断される |
| テ. 不要と推測される | ト. 市町村 | ナ. 相談支援事業者 |
| ニ. 支給基準 | ヌ. 意見を述べる | ネ. 再審査する |